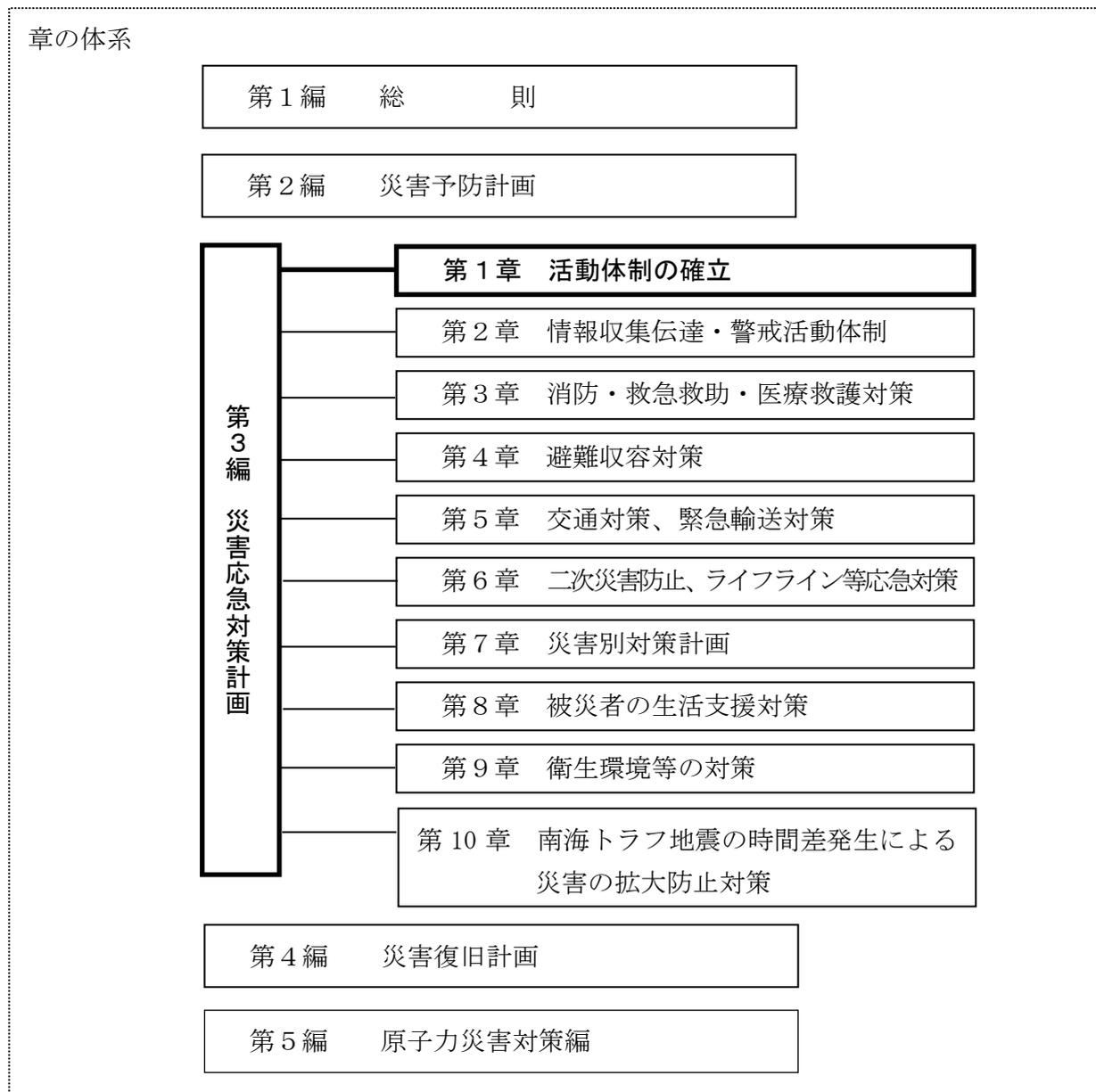


第3編 災害応急対策計画

第1編	総	則		
第2編	災害	予防	計画	
第3編	災害	応急	対策	計画
第4編	災害	復旧	計画	
第5編	原子力	災害	対策	編
資	料	編		

第1章	活動体制の確立	応-1
第2章	情報収集伝達・警戒活動体制	応-43
第3章	消防・救急救助・医療救護対策	応-62
第4章	避難収容対策	応-68
第5章	交通対策、緊急輸送対策	応-88
第6章	二次災害防止、ライフライン等応急対策	応-96
第7章	災害別対策計画	応-107
第8章	被災者の生活支援対策	応-113
第9章	衛生環境等の対策	応-134
第10章	南海トラフ地震の時間差発生による 災害の拡大防止対策	応-142
<災害応急対策担当一覧>		応-146

第1章 活動体制の確立



第1節	風水害等に対する活動体制	応-2
第2節	震災に対する活動体制	応-19
第3節	大規模事故災害に対する活動体制	応-27
第4節	初動期における活動	応-34

第1節 風水害等に対する活動体制

第1 竜王町防災組織活動体制

町域に災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、被害を最小限に止めるために災害応急対策を迅速・適切に実施する必要がある。

注意報または警報が発表された時点で「警戒体制」をとり、気象、水防等の情報収集およびその通報にあたる。警報が発表され、局地的に災害が発生または災害の発生が確実に予想されるときは、災害警戒本部を設置する。

災害が発生し町長が必要と認めたときは、災害対策本部を設置する。

<防災組織活動体制>

体制	風水害	実施責任者
警戒第1号体制	・大雨等に関する警報が1つ発表されたとき ・大雨等に関する注意報が発表され、かつ、河川の水位が基準を超えたとき	総務主監
警戒第2号体制 水防第1配備	・大雨等に関する警報が2つ発表されたとき ・大雨等に関する警報が発表され、かつ、河川の水位が基準を超えたとき	総務主監
災害警戒本部 水防第2配備	大雨等に関する警報または特別警報が発表され、局地的に災害が発生または災害の発生が確実に予想されるとき	副町長
災害対策本部 水防第3配備	災害が発生し、町長が必要と認めたとき	町長

※警報：暴風、大雨、洪水、大雪、暴風雪 特別警報：暴風、大雨、大雪、暴風雪

第2 配備体制の決定

1 配備検討会議

配備体制は、発表された気象予警報の内容によって定めることを基本としており、警戒第1号体制、警戒第2号体制は注意報と警報の発表が設置基準となるが、災害の発生状況または発生のおそれの程度によって配備体制を変更する必要がある。このため、配備検討会議を開催し配備体制を確認する。

(1) 配備検討会議の目的

配備検討会議は、気象予警報の発表または災害の発生状況により、どのような配備体制による防災活動を実施すべきかを検討・決定する組織とし、事務局を生活安全課におく。

- (2) 配備検討会議の開催時期
 - ①総務主監が必要と認めた場合
 - ②配備検討会議構成員から要請があった場合
- (3) 配備検討会議の協議内容
 - ①情報収集、応急対策計画
 - ②計画実施のための配備体制
 - ③町長からの特命事項
- (4) 配備検討会議の構成員
 - 総務主監
 - 生活安全課長
 - 建設計画課長

2 勤務時間内における配備体制決定の手順

勤務時間内に気象予警報または特別警報が発表された場合、および災害が発生し、または災害の発生が確実に予想される場合、配備体制の決定手順は次のとおりとする。

(1) 気象予警報等の受理・確認

県緊急情報ネットワークまたはテレビ、ラジオ等の報道機関により、気象予警報等が発表された場合は、生活安全課長が受理し確認する。

(2) 気象注意報の場合の対応

勤務時間内に気象注意報が発表された場合、生活安全課長は、気象注意報の受理・確認をする。

(3) 気象警報の場合の対応

気象警報が発表された場合は、警戒第1号体制を確立する。

生活安全課長は、気象警報が発表されたことを総務主監に報告し、総務主監は警戒第2号体制の確立を指示する。各警戒体制担当職員は、配備編成計画に基づき防災活動を実施する。

警戒第1号体制を実施中、警報が2つ発表され、河川の水位が基準を超えたとき、または災害の発生が予想されるときは、生活安全課長は総務主監に報告し、総務主監は警戒2号体制の確立を指示する。各警戒体制担当職員は、配備編成計画に基づき防災活動を実施する。

(4) 災害警戒本部および災害対策本部の決定

①災害警戒本部の決定

警戒体制を実施中、災害が発生し、または災害の発生が確実に予想されるときは、総務主監は副町長に報告し、副町長は災害警戒本部の確立を指示する。災害警戒本部担当職員は、配備編成計画に基づき防災活動を実施する。

②災害対策本部の決定

災害警戒本部体制を実施中、災害が発生したときは、副町長は町長に報告し、町長は災害対策本部の確立を指示する。

また、警戒体制を実施中、災害が発生し、被害の拡大が予想されるときは、総務

主監は副町長と町長に報告し、町長は災害対策本部の確立を指示する。災害対策本部担当職員は、配備編成計画に基づき防災活動を実施する。

3 勤務時間外における配備体制決定の手順

勤務時間外に気象予警報または特別警報が発表された場合、および災害が発生し、または災害の発生が確実に予想される場合、配備体制の決定手順は次のとおりとする。

(1) 気象注意報の場合の対応

県緊急情報ネットワークによって防災行政無線FAXが送られ、音声では宿直者に伝達される。

(2) 気象警報の場合の対応

県緊急情報ネットワークによって防災行政無線FAXが送られ、音声では宿直者に伝達される。宿直者は生活安全課長に連絡する。

テレビ・ラジオ等の報道機関から警報が発表された場合、警戒第1号体制の担当職員は自主参集する。警戒第1号体制の担当職員は、生活安全課長または総務主監から警戒第1号体制の指示を受ける。

警戒第1号体制を実施中、警報が2つ発表され、河川の水位が基準を超えたとき、または災害の発生が予想されるときは、生活安全課長は総務主監に報告し、総務主監は警戒2号体制の確立を指示する。各警戒体制担当職員は、配備編成計画に基づき防災活動を実施する。

(3) 災害警戒本部および災害対策本部の決定

①災害警戒本部の決定

警戒体制を実施中、災害が発生し、または災害の発生が確実に予想されるときは、総務主監は副町長に報告し、副町長は災害警戒本部の確立を指示する。災害警戒本部担当職員は、配備編成計画に基づき防災活動を実施する。

②災害対策本部の決定

災害警戒本部体制を実施中、災害が発生したときは、副町長は町長に報告し、町長は災害対策本部の確立を指示する。

また、警戒体制を実施中、災害が発生し、被害の拡大が予想されるときは、総務主監は副町長と町長に報告し、町長は災害対策本部の確立を指示する。災害対策本部担当職員は、配備編成計画に基づき防災活動を実施する。

4 防災組織活動体制の解除

防災組織活動体制の解除は、各実施責任者が次表の基準に基づいて行う。

<体制解除の基準>

体制	体制の解除
警戒第1号体制	①大雨等に関する警報が解除され、河川の水位が基準を下回り、かつ短時間で再び警戒基準を超過しないと予測される時 ②警戒第2号体制、災害警戒本部または災害対策本部体制に移行したとき
警戒第2号体制 水防第1配備	①大雨等に関する警報が解除され、河川の水位が基準を下回り、かつ短時間で再び警戒基準を超過しないと予測される時 ②災害警戒本部または災害対策本部体制に移行したとき
災害警戒本部 水防第2配備	①災害対策本部体制に移行した時 ②警報が解除され、災害の危険が解消し、災害警戒本部体制の必要が認められなくなった時
災害対策本部 水防第3配備	①町域内において災害のおそれが解消した時 ②災害応急対策が概ね完了した時 ③本部長が必要なしと認めた時

第3 配備体制の伝達

1 職員の動員

(1) 職員の参集

各配備体制における職員の参集は「職員の参集表」のとおり。なお、各体制の動員職員については、配備編成計画に基づくものとする。

(2) 勤務時間内の動員

①警戒第1号体制の動員

生活安全課長は、警戒第1号体制の担当職員に庁内放送、電話、庁内メール、LoGoチャットにより配備体制をとるよう指示する。

②警戒第2号体制の動員

生活安全課長は警戒第2号体制の担当職員に庁内放送、電話、庁内メール、LoGoチャットにより配備体制をとるよう指示する。各警戒体制担当職員は、配備編成計画に基づき防災活動を実施する。

③災害警戒本部、災害対策本部

生活安全課長は、各班の班長に庁内放送、電話、庁内メール、LoGoチャットにより指示する。

災害警戒本部、災害対策本部においては、各班長は配備編成計画に基づき動員配備を行う。

(3) 勤務時間外の動員

①自主参集の原則

勤務時間外に気象予警報または特別警報が発表された場合は、職員各自がテレビ・ラジオ等の報道機関による気象予警報等を確認し、配備編成計画に基づき関係各課において指名されている職員は自主参集することを基本とする。ただし、配備体制が強

化されるごとに担当職員に電話で連絡を行う。

速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（自宅電話番号、携帯電話番号、自宅メールアドレス、携帯メールアドレスを含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、警戒体制をとるためのマニュアル等の活用など必要な体制を整備する。

②警戒第1号体制、警戒第2号体制動員

勤務時間外に気象予警報が発表された場合は、職員各自がテレビ・ラジオ等の報道機関による気象予警報等を確認し、各体制の担当職員は自主的に参集する。

③災害警戒本部、災害対策本部

生活安全課長は各班の班長に電話で連絡し、班長は配備編成計画に基づき電話によって動員の連絡を行う。

<職員の参集表>

種 類 別		発生別	参集職員	参集伝達	参集場所
体制	風水害				
警戒第1号体制	・大雨等に関する警報が1つ発表されるとき ・大雨等に関する注意報が発表され、かつ、河川の水位が基準を超えたとき	勤務時間内	警戒第1号体制職員	庁内放送、 庁内メール、LoGo チャット	各所属
			上記職員以外		
		勤務時間外	警戒第1号体制職員	自主参集	防災センター
			上記職員以外		自宅待機
水防第1配備 警戒第2号体制	・大雨等に関する警報が2つ発表されたとき ・大雨等に関する警報が発表され、かつ、河川の水位が基準を超えたとき	勤務時間内	警戒第2号体制職員	庁内放送、 庁内メール、LoGo チャット	防災センター 各所属
			上記職員以外		
		勤務時間外	警戒第2号体制職員	自主参集	防災センター 各所属
			上記職員以外		自宅待機
水防第2配備 災害警戒本部	大雨等に関する警報または特別警報が発表され、局地的に災害が発生または災害の発生が確実に予想されるとき	勤務時間内	災害警戒本部体制関係者	庁内放送、 庁内メール、LoGo チャット	防災センター 2階大会議室 各所属
			上記職員以外		
		勤務時間外	災害警戒本部体制関係者	電 話	防災センター 2階大会議室 各所属
			上記職員以外		自宅待機
水防第3配備 災害対策本部	災害が発生し、町長が必要と認めるとき	勤務時間内	災害対策本部関係者 (全職員)	庁内放送、 庁内メール、LoGo チャット	防災センター 各所属
		勤務時間外			

※警報：暴風、大雨、洪水、大雪、暴風雪 特別警報：暴風、大雨、大雪、暴風雪

(4) 参集・配備時の留意事項

	内 容
勤務時間内の場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 配備についていない場合でも、常に災害の情報や本部からの指示に注意する。 ② 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡を取り、常に所在を明確にしておく。 ③ 不急の行事、会議、出張等を中止する。 ④ 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示のあるまで退庁せず待機する。 ⑤ 災害現場に出動するときは、防災服、長靴、ヘルメット、町腕章を着用する。 ⑥ 自らの言動により、住民に不安や誤解を与えないよう細心の注意を払う。
勤務時間外の場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 参集するときは、特に指示がある場合を除き、できるだけ活動しやすいもの(防災服、長靴、ヘルメット)を着用し、食糧1食分・水筒を携帯する。 ② 災害発生時の緊急連絡は重要であり、たえず所在を明らかにしておくことや連絡がつくようにしておく。 ③ 参集方法は、自主参集と電話連絡の指示による参集がある。 ④ 常に気象情報(テレビ・ラジオの天気予報)に気を配っておくことが重要である。 ⑤ 参集場所の責任者は、あらかじめ指定されているが、災害の状況により参集できないことも予想される。その場合は、参集している職員の中で最高職位者が責任者となる。

(5) 職員緊急時初期フォロー

勤 務 時 間 内	勤 務 時 間 外
① 来庁者・児童・生徒・職員等の安否確認と避難誘導、負傷者の救護	① ラジオ、テレビ等において気象情報を確認し、自主参集または電話による参集
↓	↓
② 庁舎、施設の破損状況の把握	② 防災服、長靴、ヘルメット等着用、筆記用具等を携帯
↓	↓
③ 庁内の火気危険物の点検等	③ 庁舎に到着するまでの間の被害状況の把握と情報収集
↓	↓
④ 安全を確認後、災害対策本部の設置準備	④ 参集手段は、徒歩、自転車、バイク、自動車
	↓
	⑤ 庁舎に到着後「被災状況報告書」の作成と情報班へ報告
	↓
	⑥ 定められた職務の遂行

2 他機関への連絡

(1) 警戒体制（警戒第1号体制、警戒第2号体制、災害警戒本部）

警戒第1号体制、警戒第2号体制、災害警戒本部を設置および廃止したときは、生活安全課長は次の機関に速やかに通知する。

- ①滋賀県災害対策東近江地方本部（設置前は東近江土木事務所）
- ②近江八幡警察署
- ③東近江行政組合消防本部（近江八幡消防署、竜王出張所）

(2) 災害対策本部

災害対策本部を設置および廃止したときは、生活安全課長は次の機関に速やかに通知する。

- ①滋賀県災害対策東近江地方本部（設置前は東近江土木事務所）
- ②防災会議委員
- ③指定地方行政機関、指定公共機関および指定地方公共機関の長または代表者
- ④陸上自衛隊
- ⑤近江八幡警察署
- ⑥東近江行政組合消防本部（近江八幡消防署、竜王出張所）
- ⑦公共的団体および防災上重要な機関
- ⑧災害時相互応援協定を締結している自治体等

第4 警戒体制

災害対策本部設置以前の体制としては、下の基準により配備につき、気象、水防等の情報収集およびその通報にあたる。また、事態の推移とともに対処し、直ちに災害対策本部が設置できるような警戒体制をしく。

1 警戒第1号体制

配備の決定は総務主監が行い、警戒班を配備し、生活安全課長を班長として情報収集活動等を行うものとする。

(1) 警戒班

班長：生活安全課長

担 当	活 動 内 容
総務主監、産業建設主監 生活安全課 課長、参事、課長補佐、消防防犯係長、消防防犯担当、消防・防災推進員 建設計画課 課長、参事、課長補佐、係長	○大雨等に関する警報が1つ発表されたとき ○大雨等に関する注意報が発表され、かつ、河川の水位が基準を超えたとき

2 警戒第2号体制

配備の決定は総務主監が行い、特別警戒班と庁内班を配備し、総務班長を班長として情報収集活動等を行う。

(1) 特別警戒班

班 長：総務班長

副班長：広報班長、情報班長、応急対策班長、救護班長

担 当	活 動 内 容
総務主監、住民福祉主監、産業建設主監 教育次長 生活安全課 課長、課長補佐、係長、消防防 犯担当、消防・防災推進員 建設計画課 課長、係長以上 河川・道路担当 農業振興課 課長、農林保全係長 学校教育課 課長 総務課長、広報班長、情報班長（収集・整理 伝達）、救護班長	○町域に※気象警報が発表されたとき、特別警戒班は情報連絡体制が円滑に出来、事態の推移により、ただちに災害警戒本部および災害対策本部を設置できる体制をとる。

※警報：暴風、大雨、洪水、大雪、暴風雪

(2) 庁内班

担 当	活 動 内 容
8名 （配備編成計画で指名した者）	○特別警戒班長の指示により、町内の警戒パトロールを行う。 ○災害対策本部設置後は応急対策班に編入。

第5 災害警戒本部および災害対策本部

災害が発生し、または発生のおそれがある場合、災害警戒本部または災害対策本部を竜王町役場内に設置し、緊急な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。

1 災害警戒本部

警報または特別警報が発表され、局地的に災害が発生または災害発生が確実に予想されるときに設置し、情報収集およびその通報にあたる。事態の推移とともに対処し、ただちに災害対策本部が設置できる警戒体制をとる。災害警戒本部の組織は、災害対策本部に準じる。

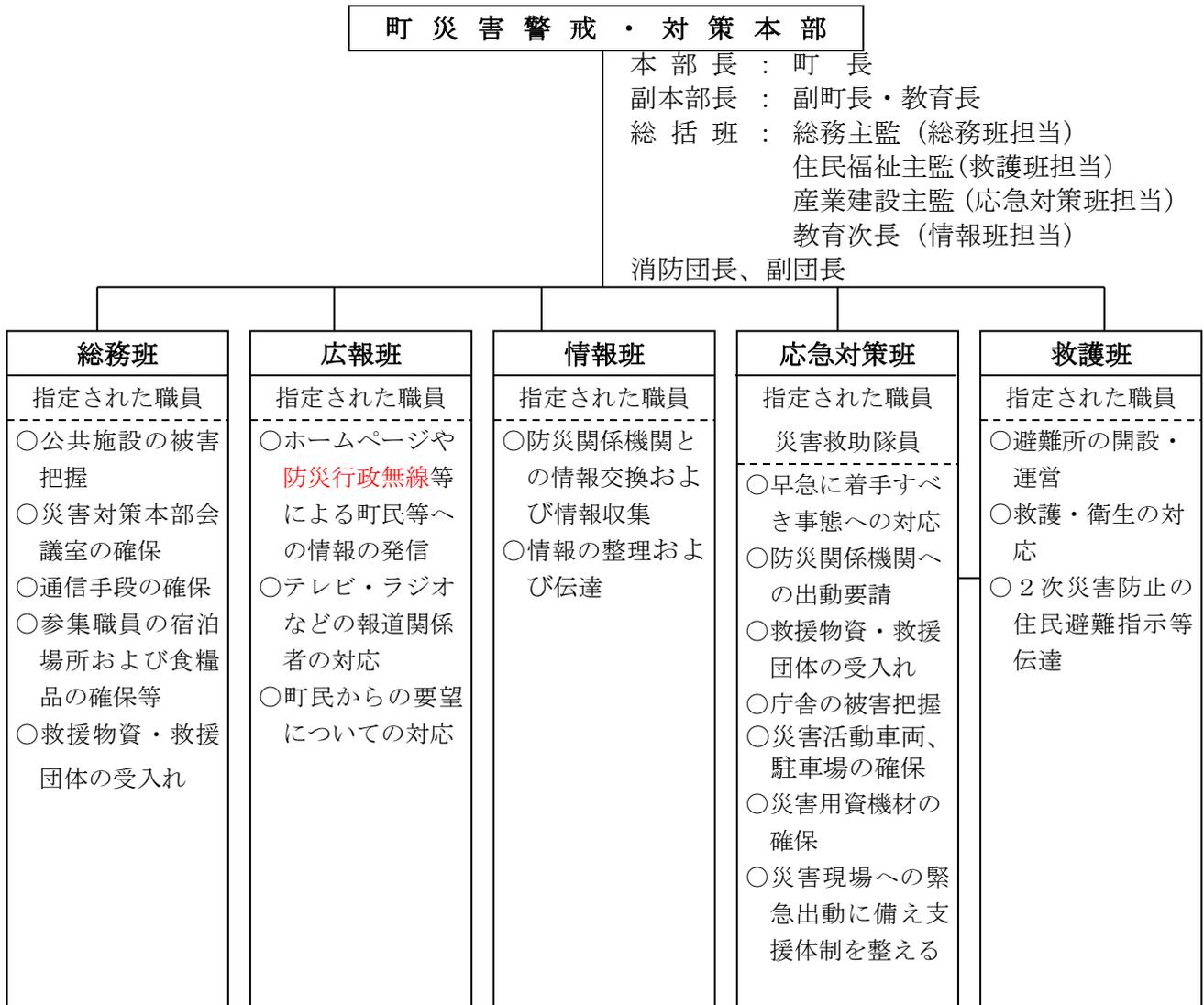
2 災害対策本部

災害が発生し町長が認めたときに設置する。災害対策本部の設置によって災害対策本部関係者を動員する。

3 災害対策本部の組織と事務分掌

町に災害対策本部を設置したときは、他に設置されている町水防本部は、災害対策本部に統合し、組織の一元化を図る。

本部組織は、災害対策本部組織表のとおりであり、緊急の事務分掌に基づき、各業務の処理をする。



(1) 本部長および副本部長

担 当	活 動 内 容
本部長 町長 副本部長 副町長、教育長 統括班 総務主監（総務班担当） 住民福祉主監（救護班担当） 産業建設主監（応急対策班担当） 教育次長（情報班担当） 消防団長、副団長	○災害対策の総括および指揮に関すること ○災害対策本部の設置・解散に関すること ○避難指示等の決定に関すること ○自衛隊の派遣要請の決定に関すること ○災害救助法の救助発動の要請に関すること ○広域応援要請の決定に関すること ○災害ボランティアの受入れに関すること

(2) 総務班

担 当	活 動 内 容
班 長 総務課長 副班長 生活安全課長 消防・防災推進員	<p>(初動対応期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○庁舎公共施設の被害把握 ○庁舎内の通信機器の機能点検 ○災害対策本部会議室の確保 (防災センター 2階大会議室) ○災害対策本部設置のための準備 ○災害対策本部の庶務に関すること ○防災会議に関すること ○総合的な災害対策の調整に関すること ○各部各班の職員配備計画に関すること ○災害の状況により、自衛隊・警察署等の防災関係機関への出動要請 ○救援物資の受入れ対応 ○食糧・生活必需品の調達 ○他の自治体、企業への協力要請と救援団体の受入れ (宿泊・食糧等の手配) ○来庁者の対応 (誘導) ○災害活動車両、駐車場の確保 ○通信手段の確保—電話・携帯電話・町防災行政無線・県防災行政無線 (衛星)・FAX ○テレビ・ラジオ・ビデオの準備 ○町内地図・掲示板・消耗品等の確保 ○対策本部内の連絡調整および総括にかかること ○塵芥およびし尿処理に関すること ○緊急に必要とする仮設トイレの設置に関すること ○出動要員の食糧・食堂・宿泊所の確保 ○重大事故応急対策 ○参集職員の安全確保に関すること ○参集職員の充足状況の把握 ○帰宅困難者に関すること ○災害救助法の適用手続き ○罹災証明の発行に関すること <p>(応急復旧活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活支援情報、応急復旧情報の総括 ○災害廃棄物等の処理に関すること ○廃棄物およびし尿処理業者との連絡調整 ○仮設トイレの設置および管理 ○義援金の受入れ ○その他初動対応期の事務分掌を継承

(3) 広報班

担 当	活 動 内 容
班 長 未来創造課長 副班長 会計管理者	(初動対応期) ○避難指示等の伝達 ○報道関係・防災関係機関の対応 (テレビ・ラジオ・新聞等の対応) ○住民からの要望についての対応 ○住民に対する被害状況の広報 (応急復旧活動期) ○生活支援情報、応急復旧情報の住民に対する広報 ○応急復旧活動状況の記録 ○近隣市町および他市町の防災関係資料の収集・記録等に関すること ○その他初動対応期の事務分掌を継承

(4) 情報班

①情報班 (収集担当)

担 当	活 動 内 容
班 長 生涯学習課長 副班長 教育総務課長 学校教育課長	(初動対応期) ○各自治(区)会 (自主防災組織) との連絡調整 ○自衛隊・警察・消防本部・関西電力・NTTなどの防災関連機関、住民、企業からあらゆる情報を収集 ・火災の発生状況 ・避難の必要性の有無、その状況 ・堤防、道路、橋梁、信号、土木構造物の損壊状況 ・公共施設の損壊状況 ・一般住家の被害、その他の物的被害状況 ・被害記録写真等の撮影 ○避難所開設の状況および集計に関すること ○文化財の保護 ○文教対策 (応急復旧期) ○生活支援情報、応急復旧情報等のとりまとめに関すること ○その他初動対応期の事務分掌を継承

②情報班（整理伝達担当）

担 当	活 動 内 容
班 長 議会事務局長 副班長 図書館長	（初動対応期） ○収集資料を地区別に整理 ○被害等の状況を地図上に整理 ○被害等の状況を災害対策本部へ伝達できるよう整理し、本部設置の時点で報告 ○本部設置後における本部指示事項の伝達 ○県災害対策本部への状況報告とその対応 ○近隣市町との連絡調整に関すること （応急復旧活動期） ○初動対応期の事務分掌を継承

（5）応急対策班

担 当	活 動 内 容
班 長 建設計画課長 副班長 中心核整備課長 農業振興課長 商工観光課長 上下水道課長 （消防団分団長以上）	（初動対応期） ○災害対策本部との連絡調整に関すること ○班内の連絡調整に関すること （応急復旧活動期） ○初動対応期の事務分掌を継承
	（初動対応期） ○早急に着手すべき事態への対応 ○災害用資材の確保 ○災害現場への緊急出動および、支援体制の整備 ○所管施設の被害調査および報告に関すること 土 ○所管施設利用者の避難誘導に関すること 木 ○所管施設を避難所として利用する場合の受入れ調整に関する ・ こと 建 ○緊急を要する仮設住宅の建設に関すること 築 ○住宅被害収集の協力に関すること ○所管施設の応急復旧に関すること ○ヘリポートの確保・運用に関すること ○班内の連絡調整に関すること ○道路、河川等公共土木施設の被害調査および報告

担 当	活 動 内 容
班 長 建設計画課長 副班長 中心核整備課長 農業振興課長 商工観光課長 上下水道課長 (消防団分団長以上)	土木・建築 ○水防活動に関すること ○緊急交通路の啓開および道路の応急復旧に関すること ○仮設道路・橋梁の建設、交通規制等の応急交通対策に関する こと ○河川等公共土木施設および所管施設の応急復旧に関すること ○土砂災害の応急対策に関すること ○交通規制、代替道路等の広報に関すること (応急復旧活動期) ○避難所の応急修理に関すること ○応急仮設住宅の建設に関すること ○住宅の応急修理に関すること ○建築相談の実施に関すること ○住宅の復興 ○土木関係施設の被害集計および応急対策の総括に関すること ○その他初動対応期の事務分掌を継承
	上下水道 (初動対応期) ○早急に着手すべき事態への対応 ○災害用資材の確保 ○災害現場への緊急出動および、支援体制の整備 ○所管施設の被害調査および報告に関すること ○仮設トイレの配置および調整に関すること ○水源の調査および水質に関すること ○応急配水管および仮設給水管設置に関すること ○所管施設の応急復旧に関すること ○下水道区域内排水路の応急対策に関すること ○下水道施設の被災状況等の広報に関すること ○被災地域への応急給水に関すること ○断水等の広報に関すること (応急復旧活動期) ○その他初動対応期の事務分掌を継承

担 当	活 動 内 容
班 長 建設計画課長 副班長 中心核整備課長 農業振興課長 商工観光課長 上下水道課長 (消防団分団長以上)	<p>(初動対応期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○早急に着手すべき事態への対応 ○災害用資材の確保 ○災害現場への緊急出動および、支援体制の整備 ○ため池等農業用施設の被害調査・報告および応急復旧に関すること ○農業被害の応急対策に関すること ○農業関係団体との連絡調整に関すること ○防疫に関すること <p>(応急復旧活動期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被害農家に対する融資等に関すること ○その他初動対応期の事務分掌を継承
	<p>(初動対応期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○班内で担当する業務の支援を行うこと ○商工観光施設および商工業の被害調査および報告に関すること ○危険物等の二次災害の防止のための応急対策活動に関すること ○企業等との連絡調整に関すること <p>(応急復旧活動期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被害事業者に対する融資等に関すること ○労務等の確保・供給に関すること ○その他初動対応期の事務分掌を継承
	<p>(初動対応期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消防計画に基づく救助・救急・消防等に関すること ○水防活動に関すること ○地域住民への避難指示の伝達、避難誘導に関すること ○危険箇所への立入禁止または規制に関すること ○災害警備活動に関すること ○行方不明者の捜索に関すること ○災害対策本部との連絡調整に関すること <p>(応急復旧活動期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○初動対応期の事務分掌を継承

(6) 救護班

担 当	活 動 内 容
班 長 住民課長 副班長 税務課長 福祉課長 健康推進課長 自立支援課長 公民館長 国保診療所長 学校給食センタ ー所長 竜王こども園長	総括 ○災害対策本部との連絡調整に関すること ○班内の連絡調整に関すること (初動対応期) ○人的被害の調査、把握 ○被災者の氏名、戸籍、住民基本台帳による確認 ○被災者名簿の作成 (応急復旧活動期) ○相談窓口の開設と運営に関すること ○遺体の収容、安置、処理および埋火葬に関すること ○その他初動対応期の事務分掌を継承
	(初動対応期) ○所管施設の被害調査および応急対策に関すること ○公共施設を避難所として利用する場合の受入れ調整に関すること ○避難所の開設および運営の総括に関すること ○福祉避難所の開設および連絡調整に関すること ○要配慮者の被災状況の把握および救護に関すること ○施設入所者の安否確認に関すること ○医療依存の高い避難者の受入れに関すること ○ボランティアの受入れおよび活動状況の把握に関すること ○避難所での応急食料および救護物資の供給 ○所管施設の応急復旧に関すること (応急復旧活動期) ○要配慮者の支援に関すること ○罹災者に対する援護対策に関すること ○災害対策本部との連絡調整に関すること ○その他初動対応期の事務分掌を継承

担 当		活 動 内 容
班 長		(初動対応期)
住民課長		○所管施設の被害調査および報告に関すること
副班長		○町内医療機関の被害調査および応急対策に関すること
税務課長		○医療需要の把握に関すること
福祉課長	保	○応急医薬品等の確保・調達に関すること
健康推進課長	健	○医療救護対策本部の設置および運営に関すること
自立支援課長	・	○医療救護所の開設および管理運営に関すること
公民館長	医	○罹災地区の防疫および保健衛生に関すること
国保診療所長	療	○医療機関、日本赤十字社および保健所との連絡調整に関する こと
学校給食センター 一所長		
竜王こども園長		(応急復旧活動期) ○初動対応期の事務分掌を継承

4 職務・権限の代行

町長が事故等で職務・権限を遂行できない場合は、以下の順位により代行する。

第一順位：副町長

第二順位：教育長

また、各班長の代行は、各班の職員の中で最高職位者のいずれかが行う。

第2節 震災に対する活動体制

第1 竜王町防災組織活動体制

町域または隣接する市に地震が発生した場合に、被害を最小限に止めるために災害応急対策を迅速・適切に実施する必要がある。

震度に応じて、一般の業務の範囲を強化してその責務を遂行するために総合的な活動体制を確立する。

<防災組織活動体制>

体制	地震等	実施責任者
警戒第1号体制	○町内において震度4の地震が発生したとき ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合	総務主監
警戒第2号体制	○町内において震度4の地震が発生したとき（被害状況に応じて設置）	総務主監
災害警戒本部	○町内において震度5弱または震度5強の地震が発生したとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）（巨大地震警戒）が発表された場合	副町長
災害対策本部	○町内において震度6弱以上が発生したとき ○長周期地震動階級4が観測されたとき	町長

なお、震度3以上の地震が発生した場合、担当課長は次の措置を講じるものとする。

- ①地震および気象に関する情報の収集
- ②被害状況の把握

第2 配備体制の決定

1 配備検討会議

配備体制は、発表された震度の内容によって自動的に定めることを基本としているが、災害の発生状況または発生のおそれの程度によって配備体制を変更する必要がある。このため、配備検討会議を開催し配備体制を確認するものとする。

(1) 配備検討会議の目的

配備検討会議は、地震の発生や災害の発生状況により、どのような配備体制による

防災活動を実施すべきかを検討・決定する組織とし、事務局を生活安全課におく。

- (2) 配備検討会議の開催時期
 - ①総務主監が必要と認めた場合
 - ②配備検討会議構成員から要請があった場合
- (3) 配備検討会議の協議内容
 - ①情報収集、応急対策計画
 - ②計画実施のための配備体制
 - ③町長からの特命事項
- (4) 配備検討会議の構成員
 - 総務主監
 - 生活安全課長
 - 建設計画課長

2 勤務時間内における配備体制決定の手順

勤務時間内に震度4以上の地震が発生した場合、または南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の配備体制の決定手順は次のとおりとする。

- (1) 震度情報の確認

県防災行政通信システムを通じて、またはテレビ、ラジオ等の報道機関により、地震情報等が伝達された場合は、生活安全課長が受理し確認する。
- (2) 震度4の場合の対応

勤務時間内に震度4の地震が発生した場合、または南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、警戒第1号体制を速やかに整える。生活安全課長は、震度4の地震の発生を総務主監に報告し、総務主監は警戒第1号体制の確立を指示する。生活安全課長は、警戒第1号体制の担当職員に配備体制をとるよう指示する。被害状況に応じて警戒第2号体制へ移行する。
- (3) 震度5弱以上の場合

震度5弱または震度5強が発生した場合、または南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）（巨大地震警戒）が発表された場合は、自動的に災害警戒本部を設置し、各班において緊急初動対策を講じる。生活安全課長は、震度5弱以上の地震が発生したことを総務主監に報告し、総務主監は副町長に報告する。災害警戒本部設置に関する担当職員は、本部長（副町長）の指揮下で配備編成計画に基づき防災活動を実施する。

震度6弱以上が発生した場合、または長周期地震動階級4が観測された場合は、災害対策本部を自動的に設置し、各班において緊急初動対策を講じる。生活安全課長は、震度6弱以上の地震が発生したことを総務主監と副町長に報告し、総務主監は町長に報告する。災害対策本部設置に関する担当職員は、本部長（町長）の指揮下で配備編成計画に基づき防災活動を実施する。

3 勤務時間外における配備体制決定の手順

- (1) 震度4の場合の対応

自動的に警戒第1号体制をとる。

県防災行政通信システムによって防災行政無線FAXが送られ、音声では宿直者に伝達される。宿直者は生活安全課長に連絡する。

テレビ・ラジオ等の報道機関から震度4が発表された場合、または南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、警戒第1号体制の担当職員は自主参集する。警戒第1号体制の担当職員は、生活安全課長から指示を受ける。被害状況に応じて警戒第2号体制へ移行する。

災害発生が確実に予想されるときは、必要に応じて配備検討会議を開催し、配備体制の強化を図る。

(2) 震度5弱以上の場合の対応

震度5弱または震度5強が発生した場合、または南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）（巨大地震警戒）が発表された場合は、自動的に災害警戒本部を設置し、各班において緊急初動対策を講じる。県防災行政通信システムによって防災行政無線FAXが送られ、音声では宿直者に伝達される。宿直者は生活安全課長に連絡し、生活安全課長は総務主監に報告し、総務主監は副町長に報告する。災害警戒本部設置に関する担当職員は、本部長（副町長）の指揮下で配備編成計画に基づき防災活動を実施する。

震度6弱以上が発生した場合、または長周期地震動階級4が観測された場合は、災害対策本部を自動的に設置し、各班において緊急初動対策を講じる。宿直者は生活安全課長に連絡し、生活安全課長は総務主監と副町長に報告し、総務主監は町長に報告する。災害対策本部設置に関する担当職員は、本部長（町長）の指揮下で配備編成計画に基づき防災活動を実施する。

4 防災組織活動体制の解除

防災組織活動体制の解除は、各実施責任者が下表の基準に基づいて行う。

<体制解除の基準>

体制	体制の解除
警戒第1号体制	①警戒第2号体制に移行した時 ②災害の危険が解消し、警戒体制の必要が認められなくなった時 ③南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合
警戒第2号体制	①災害警戒本部体制に移行した時 ②災害の危険が解消し、警戒体制の必要が認められなくなった時
災害警戒本部	①災害対策本部体制に移行した時 ②災害の危険が解消し、災害警戒本部体制の必要が認められなくなった時 ③南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合
災害対策本部	①町域内において災害のおそれが解消した時 ②災害応急対策が概ね完了した時 ③災害発生の危険性が軽減し、災害警戒本部体制等に移行した時 ④その他本部長が必要なしと認めた時

第3 配備体制の伝達

1 職員の動員

(1) 職員の参集

各配備体制における職員の参集は「職員の参集表」のとおり。なお、各体制の動員職員については、配備編成計画に基づくものとする。

(2) 勤務時間内の動員

①警戒第1号体制、警戒第2号体制（震度4の場合）の動員

生活安全課長は、各体制の担当職員に庁内放送、電話、庁内メール、LoGo チャットにより配備体制をとるよう指示する。

②災害警戒本部、災害対策本部（震度5弱以上の場合）

生活安全課長は、各班の班長に庁内放送、電話、庁内メール、LoGo チャットにより指示する。

災害警戒本部、災害対策本部においては、各班長は配備編成計画に基づき動員配備をする。

(3) 勤務時間外の動員

①自主参集の原則

勤務時間外に震度4以上が発表された場合、または南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、職員各自がテレビ・ラジオ等の報道機関により震度や情報を確認し、配備編成計画に基づき関係各課において指名されている職員は自主参集することを基本とする。ただし、配備体制が強化されるごとに、担当職員に電話で連絡するものとする。

速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（自宅電話番号、携帯電話番号、自宅メールアドレス、携帯メールアドレスを含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、警戒体制をとるためのマニュアル等の活用など必要な体制を整備する。

②警戒第1号体制、警戒第2号体制（震度4の場合）の動員

勤務時間外に、町内において震度4の地震が発生した場合または南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、職員各自がテレビ、ラジオ等の報道機関による震度や情報を確認し、各体制の担当職員は自主的に参集する。

③災害警戒本部、災害対策本部（震度5弱以上の場合）

勤務時間外に、町内において震度5弱以上の地震が発生した場合、または南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）（巨大地震警戒）が発表された場合は、職員各自がテレビ・ラジオ等の報道機関による震度を確認し、各体制の担当職員は自主的に参集する。

< 職員の参集表 >

種 類 別		発生別	参集職員	参集伝達	参集場所
体制	地震等				
警戒第1号体制	震度4または南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合	勤務時間内	警戒第1号体制職員	庁内放送、 庁内メール、 LoGo チャット	各所属
			上記職員以外		各所属
		勤務時間外	警戒第1号体制職員	自主参集	各所属
			上記職員以外		自宅待機
警戒第2号体制	震度4 被害状況に応じて設置	勤務時間内	警戒第2号体制職員	庁内放送、 庁内メール、 LoGo チャット	防災センター 各所属
			上記職員以外		各所属
		勤務時間外	警戒第2号体制職員	電 話	防災センター 各所属
			上記職員以外		自宅待機
災害警戒本部	震度5弱、震度5強 または南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)(巨大地震警戒)が発表された場合	勤務時間内	災害警戒本部関係者	庁内放送、 庁内メール、 LoGo チャット	防災センター 2階大会議室 各所属
			上記職員以外		各所属
		勤務時間外	災害警戒本部関係者	自主参集	防災センター 2階大会議室 各所属
			上記職員以外		自宅待機
災害対策本部	震度6弱以上または長周期地震動階級4が観測された場合	勤務時間内	災害対策本部関係者 (全職員)	庁内放送、 庁内メール、 LoGo チャット	防災センター 各所属
		勤務時間外		自主参集	

(4) 参集・配備時の留意事項

	内 容
勤務時間内の場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 配備についていない場合でも、常に災害の情報や本部からの指示に注意する。 ② 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡を取り、常に所在を明確にしておく。 ③ 不急の行事、会議、出張等を中止する。 ④ 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示のあるまで退庁せず待機する。 ⑤ 災害現場に出動するときは、防災服、長靴、ヘルメット、町腕章を着用する。 ⑥ 自らの言動により、住民に不安や誤解を与えないよう細心の注意を払う。
勤務時間外の場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 参集するときは、特に指示がある場合を除き、できるだけ活動しやすいもの(防災服、長靴、ヘルメット)を着用し、食糧1食分・水筒を携帯する。 ② 災害発生時の緊急連絡は重要であり、たえず所在を明らかにしておくことや連絡がつくようにしておく。 ③ 参集方法は、自主参集と電話連絡の指示による参集がある。 ④ 常に地震情報等(テレビ・ラジオ)に気を配っておくことが重要である。 ⑤ 参集場所の責任者は、あらかじめ指定されているが、災害の状況により参集できないことも予想される。その場合は、参集している職員の中で最高職位者が責任者となる。

(5) 職員緊急時初期フォロー

勤 務 時 間 内	勤 務 時 間 外
① 庁舎、施設の外へ一時避難 ↓	① ラジオ、テレビ等において震度を確認し、自主参集または電話による参集 ↓
② 来庁者・児童・生徒・職員等の安否確認と避難誘導、負傷者の救護 ↓	② 防災服、長靴、ヘルメット等着用、筆記用具等を携帯 ↓
③ 庁舎、施設の破損状況の把握 ↓	③ 庁舎に到着するまでの間の被害状況の把握と情報収集 ↓
④ 庁内の火気危険物の点検等 ↓	④ 参集手段は、徒歩、自転車、バイク ↓
⑤ 安全を確認後、災害対策本部の設置準備	⑤ 庁舎に到着後「被災状況報告書」の作成と情報班へ報告 ↓
	⑥ 定められた職務の遂行

2 他機関への連絡

(1) 警戒体制（警戒第1号体制、警戒第2号体制、災害警戒本部）

警戒第1号体制、警戒第2号体制、災害警戒本部を設置および廃止したときは、生活安全課長は次の機関に速やかに通知する。

- ①滋賀県災害対策東近江地方本部（設置前は東近江土木事務所）
- ②近江八幡警察署
- ③東近江行政組合消防本部（近江八幡消防署、竜王出張所）

(2) 災害対策本部

災害対策本部を設置および廃止したときは、生活安全課長は次の機関に速やかに通知する。

- ①滋賀県災害対策東近江地方本部（設置前は東近江土木事務所）
- ②防災会議委員
- ③指定地方行政機関、指定公共機関および指定地方公共機関の長または代表者
- ④陸上自衛隊
- ⑤近江八幡警察署
- ⑥東近江行政組合消防本部（近江八幡消防署、竜王出張所）
- ⑦公共的団体および防災上重要な機関
- ⑧災害時相互応援協定を締結している自治体等

第4 災害警戒体制

災害対策本部設置以前の体制としては、下の基準により配備につき、地震、水防等の情報収集およびその通報にあたる。また、事態の推移とともに対処し、ただちに災害対策本部が設置できるような警戒体制をしく。

1 警戒第1号体制

配備の決定は総務主監が行い、警戒班を配備し、生活安全課長を班長として情報収集活動等を行うものとする。

(1) 警戒班

班長：生活安全課長

担 当	活 動 内 容
総務主監、産業建設主監 生活安全課 課長、参事、課長補佐、消防防 犯係長、消防防犯担当、消防・ 防災推進員 建設計画課 課長、参事、課長補佐、係長	○町域または隣接する市に震度4の地震 が発生したとき、または南海トラフ地震 臨時情報（調査中）が発表されたとき、 警戒班は情報連絡体制が円滑に出来る 体制をとる。

2 警戒第2号体制

配備の決定は総務主監が行い、特別警戒班と庁内班を配備し、総務班長を班長として情報収集活動等を行うものとする。

(1) 特別警戒班

班 長：総務班長

副班長：広報班長、情報班長、応急対策班長、救護班長

担 当	活 動 内 容
総務主監、住民福祉主監、産業建設主監 教育次長 生活安全課 課長、課長補佐、消防防犯係長、生活環境係長、消防防犯担当、消防・防災推進員 建設計画課 課長、係長以上 河川・道路担当 農業振興課 課長、農林保全係長 学校教育課 課長 総務班長 広報班長 情報班長（収集・整理伝達） 救護班長	○町域または隣接する市に震度4の地震が発生したとき、または南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、特別警戒班は情報連絡体制が円滑に出来、事態の推移により、ただちに災害警戒本部および災害対策本部を設置できる体制をとる。

(2) 庁内班

担 当	活 動 内 容
8名 （配備編成計画で指名した者）	○特別警戒班長の指示により、町内の警戒パトロールを行う。 ○災害対策本部設置後は応急対策班に編入。

第5 災害警戒本部および災害対策本部

災害が発生し、または発生のおそれがある場合、災害警戒本部または災害対策本部を竜王町役場内に設置し、緊急な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。

1 災害警戒本部

震度5弱以上の地震が発生、または南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）（巨大地震警戒）が発表されたとき、局地的に災害が発生または災害発生が確実に予想されるときに設置し、情報収集およびその通報にあたる。事態の推移とともに対処し、ただちに災害対策本部が設置できる警戒体制をとる。災害警戒本部の組織は、災害対策本部に準じる。

2 災害対策本部

町内において震度6弱以上が発生または長周期地震動階級4が観測されたとき。災害が発生し町長が認めたときに設置する。災害対策本部の設置によって災害対策本部関係者を動員するものである。

3 災害対策本部の組織と事務分掌

本部組織および本部各班の事務分掌は、本編第1章第1節第5の3「災害対策本部の組織と事務分掌」に準じて行う。

4 職務・権限の代行

町長が事故等で職務・権限を遂行できない場合は、以下の順位により代行する。

第一順位：副町長

第二順位：教育長

また、各班長の代行は、各班の職員の中で最高職位者のいずれかが行う。

第3節 大規模事故災害に対する活動体制

第1 竜王町防災組織活動体制

町域に大規模事故災害が発生した場合、被害を最小限に止めるために災害応急対策を迅速・適切に実施する。

1 事故災害の想定

想定する災害は以下の事故災害とする。

(1) 航空機災害

旅客機の墜落等の大規模な航空機事故により、多数の死傷者等が発生、または発生するおそれがある場合。

(2) 道路災害

バスの衝突、車両火災等道路施設の被災等の大規模な道路事故により、多数の死傷者等が発生、または発生するおそれがある場合。

(3) 危険物等災害

危険物、高圧ガス、火薬類の取扱施設における大規模な火災、爆発等により、多数の死傷者等が発生、または発生するおそれがある場合。

(4) 毒物・劇物災害

毒物・劇物の飛散、漏えい、流出等により、多数の死傷者等が発生、または発生するおそれがある場合。

(5) 大規模な火事災害

大規模な火災等により多数の死傷者等が発生、または発生するおそれがある場合。

(6) その他災害

広範囲にわたる林野の焼失、民家への延焼等が発生、または発生するおそれがある場合。

2 事故対策本部の組織等

災害に応じて、一般の業務の範囲を強化してその責務を遂行するために総合的な活動体制を確立する。

<防災組織活動体制>

体制	配備基準	実施責任者
警戒第2号体制	本町および隣接市において大規模な事故災害が発生したとき、またはそのおそれがあるとき	総務主監
事故対策本部体制	本町および隣接市において大規模な事故災害が発生したとき、またはその発生が予想され、対策が必要と認められるとき、その他町長が必要と認めるとき	町長

第2 配備体制の決定

1 配備検討会議

配備体制は、災害の発生状況または発生のおそれの程度によって配備体制を変更する必要がある。このため、配備検討会議を開催し配備体制を確認するものとする。

(1) 配備検討会議の目的

配備検討会議は、事故の発生や災害の発生状況により、どのような配備体制による防災活動を実施すべきかを検討・決定する組織とし、事務局を生活安全課におく。

(2) 配備検討会議の開催時期

- ①総務主監が必要と認めた場合
- ②配備検討会議構成員から要請があった場合

(3) 配備検討会議の協議内容

- ①情報収集、応急対策計画
- ②計画実施のための配備体制
- ③町長からの特命事項

(4) 配備検討会議の構成員

総務主監
生活安全課長
建設計画課長

2 勤務時間内における配備体制決定の手順

勤務時間内に本町および隣接市において大規模な事故災害が発生した場合、またはそのおそれがある場合、配備体制の決定手順は次のとおりとする。

(1) 事故情報の受理・確認

県防災行政通信システムを通じて、またはテレビ、ラジオ等の報道機関により、大規模事故情報等が伝達された場合は、生活安全課長が受理し確認する。

(2) 本町および隣接市において大規模な事故災害が発生した場合

本町および隣接市において大規模な事故災害が発生した場合、警戒第2号体制を速やかに整える。生活安全課長は、大規模な事故災害の発生を総務主監に報告し、総務主監は警戒第2号体制の確立を指示する。生活安全課長は、警戒第2号体制の担当職員に配備体制をとるよう指示する。被害状況に応じて事故対策本部体制へ移行する。

(3) 事故により災害が発生し対策が必要な場合

警戒体制を実施中、大規模事故により災害が拡大し対策が必要な場合、総務主監は、副町長と町長に報告する。町長は事故対策本部の確立を指示する。事故対策本部設置に関する担当職員は、本部長の指揮下で配備編成計画に基づき防災活動を実施する。

3 勤務時間外における配備体制決定の手順

(1) 本町および隣接市において大規模な事故災害が発生した場合

県防災行政通信システムによって防災行政無線FAXが送られ、音声では宿直者に伝達される。宿直者は生活安全課長に連絡し、生活安全課長は総務主監に報告し、総務主監は警戒第2号体制の確立を指示する。総務主監不在の場合は、生活安全課長が

警戒第2号体制を指示する。

テレビ・ラジオ等の報道機関から事故情報が発表された場合、警戒第2号体制の担当職員は自主参集する。警戒第2号体制の担当職員は、生活安全課長または総務主監から警戒第2号体制の指示を受ける。

(2) 事故により災害が発生し対策が必要な場合

警戒体制を実施中、大規模事故により災害が拡大し対策が必要な場合、総務主監は、副町長と町長に報告する。町長は事故対策本部の確立を指示する。事故対策本部設置に関する担当職員は、本部長の指揮下で配備編成計画に基づき防災活動を実施する。

4 防災組織活動体制の解除

防災組織活動体制の解除は、各実施責任者が下表の基準に基づいて行う。

<体制解除の基準>

体制	体制の解除
警戒第2号体制	①事故対策本部体制に移行した時 ②災害の危険が解消し、警戒体制の必要が認められなくなった時
事故対策本部体制	①町域内において災害のおそれが解消した時 ②災害応急対策が概ね完了した時 ③本部長が必要なしと認めた時

第3 配備体制の伝達

1 職員の動員

(1) 職員の参集

各配備体制における職員の参集は「職員の参集表」のとおり。なお、各体制の動員職員については、配備編成計画に基づくものとする。

(2) 勤務時間内の動員

①警戒第2号体制の動員

生活安全課長は、各体制の担当職員に庁内放送により配備体制をとるよう指示する。警戒体制担当職員は、配備編成計画に基づき防災活動を実施する。

②事故対策本部体制

生活安全課長は、各班の班長に庁内放送により指示する。

事故対策本部体制においては、各班長は配備編成計画に基づき動員配備をする。

(3) 勤務時間外の動員

①自主参集の原則

勤務時間外に本町および隣接市において大規模な事故災害が発生した場合は、職員各自がテレビ・ラジオ等の報道機関により情報を確認し、配備編成計画に基づき関係各課において指名されている職員は自主参集することを基本とする。

速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（自宅電話番号、携帯電話番号、自宅メールアドレス、携帯メールアドレス

を含む)等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、警戒体制をとるためのマニュアル等の活用など必要な体制を整備する。

②警戒第2号体制の動員

勤務時間外に大規模事故災害が発生した場合は、職員各自がテレビ、ラジオ等の報道機関による事故情報を確認し、各体制の担当職員は自主的に参集する。

③事故対策本部体制

生活安全課長は各班の班長に電話で連絡し、班長は配備編成計画に基づき電話によって動員の連絡を行う。

<職員の参集表>

種類別		発生別	参集職員	参集伝達	参集場所
体制	配備基準				
警戒第2号体制	本町および隣接市において大規模な事故災害が発生したとき、またはそのおそれがあるとき	勤務時間内	警戒第2号体制職員	庁内放送	防災センター 各所属
			上記職員以外		
		勤務時間外	警戒第2号体制職員	自主参集	防災センター 各所属
			上記職員以外		
事故対策本部体制	本町および隣接市において大規模な事故災害が発生したとき、またはその発生が予想され、対策が必要と認められるとき、その他町長が必要と認めるとき	勤務時間内	災害対策本部関係者 (全職員)	庁内放送	防災センター 各所属
		勤務時間外			

2 他機関への連絡

(1) 警戒第2号体制

警戒第2号体制を設置および廃止したときは、生活安全課長は次の機関に速やかに通知する。

- ①滋賀県災害対策東近江地方本部（設置前は東近江土木事務所）
- ②近江八幡警察署（竜王警察官駐在所）
- ③東近江行政組合消防本部（近江八幡消防署、竜王出張所）

(2) 事故対策本部

事故対策本部を設置および廃止したときは、生活安全課長は次の機関に速やかに通知する。

- ①滋賀県災害対策東近江地方本部（設置前は東近江土木事務所）

第5 事故対策本部

災害が発生し、または発生のおそれがある場合、事故対策本部を竜王町役場内に設置し、緊急な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。

1 事故対策本部体制

大規模災害が発生し全機能をあげて対処するときに設置する。全職員を動員する配備である。

2 事故対策本部の組織と事務分掌

本部組織および本部各班の事務分掌は、本編第1章第1節第5の3「災害対策本部の組織と事務分掌」に準じて行う。

3 職務・権限の代行

町長が事故等で職務・権限を遂行できない場合は、以下の順位により代行する。

第一順位：副町長

第二順位：教育長

また、各班長の代行は、各班の職員の中で最高職位者のいずれかが行う。

第4節 初動期における活動

第1 防災会議の開催

本部長は、町の地域に災害が発生した場合において、当該災害にかかる災害応急対策に関し、関係防災機関相互の連絡調整を図る必要があると認められる場合は、町防災会議を招集・開催する。

1 防災会議の招集

町長は、災害の規模が大きく、防災関係機関相互の協力体制の確立が必要と認めた場合は、町防災会議の構成員を招集し、防災会議を開催する。

町長は、防災会議の招集を決定する場合は、あらかじめ、本部員会議において討議し、決定するものとする。

2 防災会議での検討事項

災害対策本部が設置されている段階での防災会議の開催は、相互協力体制の確立を前提として行われるもので、以下の事項について討議する。

- (1) 相互協力を図る事項の確認
- (2) 職員の応援体制の検討
- (3) 物資・資機材の支援体制の検討
- (4) その他支援が必要な事項に関する検討

第2 相互協力体制

1 県との相互協力

(1) 被災したとき町長は地方本部（東近江土木事務所）を通じて県本部（防災危機管理局）に応援（職員の派遣を含む。以下同じ）または応援の斡旋を求めるなどして災害対策の万全を期す。

(2) 知事は、必要に応じ、竜王町が応急対策を円滑に実施できるよう、本部支援連絡員、地方本部情報連絡員、被災市町支援チームを町に派遣するとともに、他の市町に対し、応援についての要請を行い、または防災機関の応援を斡旋する。

(3) 町長が県知事に応援または応援の斡旋を求める場合、「滋賀県受援計画」に基づき、次に掲げる事項について口頭、電話、無線等をもって要請し、後日文書によりあらためて処理するものとする。

- ① 災害の状況および応援を求める理由
- ② 応援を希望する機関名
- ③ 応援を希望する人員、物資等
- ④ 応援を必要とする場所、期間
- ⑤ 応援を必要とする内容

2 防災機関との相互協力

(1) 他市町、指定地方行政機関等への応援要請

町は県に対し応急措置の実施を要請し、もしくは応援を求めようとする時と同様に、他市町もしくは他の防災機関等の応援の斡旋を依頼しようとするときは、次に掲げる事項について、口頭または電話をもって要請し、後日改めて文書により処理するものとする。

- ①災害の状況および応援を求める理由(災害の状況および斡旋を求める理由)
- ②応援を希望する機関名(応援の斡旋を求める時のみ)
- ③応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名および数量
- ④応援を必要とする期間
- ⑤応援を必要とする場所
- ⑥応援を必要とする活動内容
- ⑦その他必要な事項

(2) 防災関係機関等の協力

防災関係機関等は、町の地域に災害が発生し、または発生するおそれがある場合においては、法令、防災業務計画、県地域防災計画、町地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施するとともに、町が実施する災害応急対策が円滑に行われるよう、その業務について町に協力する。

(3) 竜王町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定

町は、「竜王町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定」を締結しており、協定に沿って相互に協力する。連絡部署は、町は生活安全課長、郵便局は日本郵便株式会社 近江八幡郵便局総務部で、協力要請事項は次のとおりである。

- ①急車両等としての車両提供
- ②避難所開設状況および被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- ③郵便局ネットワークを活用した広報活動
- ④災害救助法適用時における郵便業務にかかわる災害特別事務取扱および救護対策
- ⑤郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の情報提供
- ⑥避難所における臨時の郵便差出箱の設置
- ⑦株式会社ゆうちょ銀行の非常払および株式会社かんぽ生命保険の非常取扱
- ⑧ その他協力できる事項

(4) 他市町との相互協力

町は、「東近江の防災に関する応援協定」、「野洲市・湖南市・竜王町の防災に関する応援協定」、「福島県新地町との災害時相互応援に関する協定」、「滋賀県町村会災害相互応援協定」、「山梨県甲斐市との災害時相互応援に関する協定」を締結しており、次の事項について協定締結市町に対し応援要請を行うことができる。

要請の方法は、以下の事項について直接文書で要請する。ただし、緊急を要する場

合は電話またはファクシミリ等で要請し、事後において要請文書を提出するものとする。

- ①被害の状況
- ②希望する応援内容
- ③希望する物資等の種類および数量
- ④希望する職員の種類および数量
- ⑤応援場所および応援場所への経路
- ⑥希望する期間
- ⑦そのほか特に希望する事項

(5) 消防本部、消防団の相互応援協定

滋賀県下の消防本部を設置する市町は、「滋賀県下広域消防相互応援協定」を締結しており、大規模災害または特殊な災害が発生した場合、広域消防相互応援協定体制を確立する。

竜王町消防団は、「滋賀県下消防団広域相互応援協定書」を締結しており、本部長または消防団長は、火災時または非常時に際して、災害防御応援の必要があると認めた場合は、応援要請を行うことができる。

3 公共的団体等との協力体制の確立

町は、区域内における公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能が災害時に十分発揮できるよう体制を整備しておく。

さらに、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織に対する指導の強化を図り、これら団体の協力業務および協力方法についても、竜王町地域防災計画の中で明確にするとともに、災害時における活動が能率的に処理できるようその内容の周知徹底を期する。なおこれら団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

- (1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、町その他関係機関に連絡すること。
- (2) 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- (3) 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- (4) 災害における出火の防止および初期消火に関し協力すること。
- (5) 災害時における倒壊家屋に閉じこめられた被災者の救急救助活動に関し協力すること。
- (6) 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
- (7) 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること。
- (8) 被害状況の調査に協力すること。
- (9) 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- (10) 罹災証明書交付事務に協力すること。
- (11) その他の災害応急対策業務に関すること。

なお、ここでいう公共的団体とは、(公財)竜王町地域振興事業団、(株)みらいパーク竜王、赤十字奉仕団、医師会および歯科医師会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会、青年団等をいい、防災組織とは、住民の自発的な防災住民組織、施

設の防災組織および業種別の防災組織をいう。

4 民間との協力

町ならびに防災関係機関は、その所掌事務に関係する民間機関等に対し、災害時に積極的協力が得られるよう協力体制の確立に努め、災害時には必要に応じて協力を要請する。

第3 自衛隊災害派遣の要請および準備

町長は、知事に対し自衛隊災害派遣要請を依頼することができる。

1 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として住民の生命、身体および財産の救援のため必要があり、かつ、その事態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、概ね次による。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集

(2) 避難の救助

避難者の誘導、輸送等

(3) 避難者の捜索、救助

行方不明者、負傷者等の捜索、救助

(ただし、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する)

(4) 水防活動

堤防護岸等の決壊に対する土のう作り、積込みおよび運搬

(5) 消防活動

利用可能な消防車、その他の防火用具による消防機関への協力

(6) 道路または水路等交通路上の障害物の除去

施設の損壊または障害物がある場合の啓開等

(7) 応急医療、救護および防疫

被災者の応援診療、大規模な感染症等の発生に伴う応急衛生等(薬剤等は町準備)

(8) 通信支援

自衛隊の通信連絡に支障のない範囲における通信支援

(9) 人員および物資の緊急輸送

救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員および救援物資の緊急輸送

(10) 炊飯および給水支援

被災者への炊飯、給水支援

(11) 救援物資の無償貸付または譲与

「防衛省の管理に属する物品の無償貸付および譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府令1号)による。

- (12) 危険物の保安および除去
火薬類、爆発物等危険物について能力上可能な範囲での保安措置および除去。
- (13) その他
知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

2 災害派遣要請

- (1) 要請先
知事（防災危機管理局）
- (2) 提出書類
3部
- (3) 災害派遣要請の手続き
町長が知事(防災危機管理局)に自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等で要請し、事後すみやかに文書を送達するものとする。
- ①一般災害派遣要請の場合
- a. 災害の状況および派遣を要請する理由
 - b. 派遣を希望する期間
 - c. 要請責任者の役職、氏名
 - d. 特殊携行装備または作業の種類
 - e. 派遣地への最適経路
 - f. その他参考となるべき事項
- ②航空機による緊急の人命救助を要請する場合（特別救難）
- a. 災害の一般的状況（災害発生の日時、場所、原因、被害状況）
 - b. 特別救護要請：要請者、要請内容（事由（目的）、派遣希望時期または期間、派遣を希望する人員・航空機等の概要、派遣を希望する場所または区域および活動内容、患者の付添・医者の有無その他参考となる事項）
 - c. 気象情報（災害発生現場の気象状況）
 - d. 他の機関の活動状況（防災ヘリコプター等の活動状況、防災ヘリコプター等との現場での協力方法）
- (4) 災害が特に緊急かつ突発的な場合
災害が特に緊急かつ突発的で、要請を待っていると認められる場合は警察、消防機関等一般の救難機関からの災害情報の通知により、または別に通知のなかった場合においても自衛隊の部隊等の独自の判断により部隊を派遣することができる。
- (5) 通信途絶等により知事へ要請ができない場合
町長は、通信途絶等により知事へ要請ができない場合は、その旨および災害の状況を防衛大臣またはその指定する者（本町を災害派遣隊区とする部隊長）に直接要請することができる。

部隊名	所在地
陸上自衛隊今津駐屯地司令 (第3偵察戦闘大隊)	高島市今津町平郷 Tel 0740-22-2581 (内線: 235・237) 防災無線 171-0
陸上自衛隊大津駐屯地司令 (第2教育団本部訓練係)	大津市際川1-1-1 Tel 077-523-0034 (内線: 230・232) 防災無線 174-0

3 災害派遣部隊の受入れ体制

(1) 地方公共団体等間における相互協力

町長、知事、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入および災害措置のための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定に関して緊密に連絡協力する。

(2) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

町長、知事は、自衛隊の作業が他の災害復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

(3) 事前準備

自衛隊の活動については、その活動の内容からかなりの車両、人員等の現地への進入が予想されるため、平常時から次の事項について計画を定めておく。

①庁舎内での自衛隊用本部事務室

②自衛隊が参集できる空地の確保（宿舍、資材置場、炊事場、駐車場として利用できる空地、但し住民の避難場所となる場所を除いて選定）

③臨時ヘリポート（飛行場外着陸場）の確保

(4) 作業計画および資材等の準備

町長、知事は、自衛隊に対し作業を要請または依頼するにあたっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要な資料の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮する。

①作業箇所および作業内容

②作業の優先順位

③作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

④部隊との連絡責任者、連絡方法および連絡場所

(5) 自衛隊との連絡窓口一本化

派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置が取れるよう連絡交渉の窓口を応急対策班の連絡調整係とする。

(6) 災害発生時の準備

町長、知事は、派遣された部隊に対し次の施設等を準備するものとする。

- ①本部事務室
- ②宿舎
- ③材料置場、炊事場(野外の適当な広さ)
- ④駐車場(車一台分の基準は3m×8m)
- ⑤ヘリコプター発着場(2方向に障害物のない広場)

4 災害派遣部隊の活動範囲

区 分	活 動 範 囲
即時および応急 救援活動 (災害発生直後、 人命救助第一義 として即時に行 う救助活動)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 偵察、連絡活動 空・地上よりの偵察、連絡、被害状況の把握および情報の提供 2. 救出、救助、避難支援等 被災者の捜索救助および避難路の啓開輸送、応急救護、空・地上よりの避難誘導支援 3. 緊急輸送 患者および人命救助に必要な人員、物資等を車両・航空機により輸送 4. 消火活動 利用可能な消防車、消火・防火用具による消防機関への協力 5. 資料提出および広報活動 県災害対策本部、関係機関への資料の提出および空・地上より立体的広報協力 6. 危険物の保安および除去 火薬類・爆発物等、能力上可能な危険物の保安措置および除去
組織的救援活動 (即時および応 急救援活動に引 続き被害状況の 概要が判明し、派 遣部隊の主力を もってする組織 化された救助活 動)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木活動 道路、水路の応急啓開作業 2. 水防活動 堤防護岸等の決壊に伴う応急復旧作業 3. 架橋活動 応急橋梁の構築 4. 通信支援 自衛隊の通信連絡に支障のない限度において各種有・無線活動支援 5. 医療、救護活動 応急医療、防疫活動および医具、血液薬品等の輸送
組織的救援活動 (即時および応急 救援活動に引続き 被害状況の概要が 判明し、派遣部隊 の主力をもってす る組織化された救 助活動)	<ol style="list-style-type: none"> 6. 炊飯および給水支援 被災地、避難所における炊飯・給水支援 7. 救援物資の無償貸付または譲与 「防衛省の管理に属する物品の無償貸付および譲与等に関する総理府令」(昭和37年度総理府令第1号)による。 ただし、譲与は、県、町、その他の公共機関の救助が受けられず当該物品の譲与を受けなければ生命、身体が危険であると認められる場合に限る。

その他	要請に基づき自衛隊の能力で処置が可能なものについて所要の活動を行う。
-----	------------------------------------

5 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料および修繕費
- (2) 派遣部隊の船舶による湖上輸送等の経費
- (3) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料および借上料
- (4) 派遣部隊の宿営および救難活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (5) 派遣部隊の救援活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- (6) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と町長が協議する。

6 災害派遣担任区分

- (1) 災害基礎資料の調査および収集担当（滋賀隊区駐屯部隊）

県担任	部隊	担任地域
第3偵察戦闘大隊長 (今津駐屯地司令)	第3偵察戦闘大隊	県全域

- (2) 初動担当（即時および応急救援部隊）

県担任	部隊名	所在地	主要活動内容
第3偵察戦闘大隊長 (今津駐屯地司令)	今津駐屯部隊 (近傍災害のときは第10戦車大隊を含む。)	今津	即時および応急救援活動、同救援活動の増援または支援（駐屯地周辺の即時救援活動）

- (3) 増援部隊

第1次緊急増援部隊は、第3偵察戦闘大隊長の要請による第3師団、中部方面隊の所要の部隊、第2次増援部隊は、第3師団長の要請による中部方面隊の所要の部隊、第3次増援部隊は、他方面隊の所要の部隊（状況により、海上、航空自衛隊の増援を受ける場合もある。）

第4 赤十字飛行隊派遣要請

赤十字飛行隊は、日本赤十字社の本社直轄の特別奉仕団として日本赤十字社が行う災害救助活動および人命救助に関する業務に従事し、進んで航空機による社会奉仕の実践に努め、もって赤十字の理想とする人道的任務の達成に寄与することを目的としている。

1 赤十字飛行隊の作業種目

- (1) 航空機を利用しての災害救護活動および救護活動
- (2) 救急患者および特殊患者の航空輸送

